

頁行	新	旧
11 頁 5 行	・・・告示「 <u>有期労働契約の締結、更新、雇止め*</u> 等に関する基準」(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号)・・・	・・・告示「 <u>有期労働契約の締結、更新、及び雇止め*</u> 等に関する基準」(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号)・・・
79 頁 3 行	・・・労働者死傷病報告を提出*しなければなりません。 (安衛規則 97 条) <u>欄外</u> <u>電子申請義務化 2025.1.1 改正</u> <u>労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化。</u> <u>当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能。</u> <u>【その他電子申請の対象となる報告書】</u> <u>総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告</u>	・・・労働者死傷病報告を提出しなければなりません。 (安衛規則 97 条) <u>欄外</u> <u>追加</u>
83 頁下から 17 行	4. 子の看護休暇制度* <u>欄外</u> <u>子の看護休暇制度</u> <u>2025 年 4 月改正以降、「子の看護等休暇制度」に名称変更</u>	4. 子の看護休暇制度 <u>欄外</u> <u>追加</u>
83 頁下から 14 行	小学校就学前*の子を育てる労働者 <u>欄外</u> <u>小学校就学前</u> <u>2025 年 4 月改正以降、「小学校 3 年生修了までの子を育てる労働者」に変更</u>	小学校就学前の子を育てる労働者 <u>欄外</u> <u>追加</u>
83 頁下から 11 行	・勤続 6 か月未満の労働者* <u>欄外</u> <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> <u>2025 年 4 月改正以降、廃止</u>	・勤続 6 か月未満の労働者 <u>欄外</u> <u>追加</u>
83 頁下から 8 行	子の看護とは* <u>欄外</u> <u>子の看護とは</u> <u>2025 年 4 月改正以降、「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園(入学)式、卒園式」を新たに追加</u>	子の看護とは <u>欄外</u> <u>追加</u>
84 頁 10 行	・勤続 6 か月未満の労働者* <u>欄外</u> <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> <u>2025 年 4 月改正以降、廃止</u>	・勤続 6 か月未満の労働者 <u>欄外</u> <u>追加</u>
84 頁下から 10 行	1) 3 歳未満の子を育てる労働者* <u>欄外</u> <u>3 歳未満の子を育てる労働者</u> <u>2025 年 4 月改正以降、「小学校就学前の子を育てる労働者」に変更</u>	1) 3 歳未満の子を育てる労働者 <u>欄外</u> <u>追加</u>
86 頁下から 17 行	・・・のいずれかの義務*が生じます。 <u>欄外</u> <u>いずれかの義務</u> <u>2025 年 4 月改正以降、「テレワーク」を新たに追加</u>	・・・のいずれかの義務が生じます。 <u>欄外</u> <u>追加</u>

頁行	新	旧
97 頁 9 行	医療機関受診の際に持参する健康保険証*は、・・・ 欄外 健康保険証 2024 年 12 月 2 日以降、「マイナ保険証」へ移行（以下同様）	医療機関受診の際に持参する健康保険証は、・・・ 欄外 追加
99 頁 2,3 行	法人に雇用された日（この日から健康保険証*を使えます） 退職日の翌日/死亡した日の翌日（退職日まで健康保険証*を使えます） 欄外 健康保険証 「マイナ保険証」	法人に雇用された日（この日から健康保険証を使えます） 退職日の翌日/死亡した日の翌日（退職日まで健康保険証を使えます） 欄外 追加
101 頁下から 8 行	8. 任意継続制度（退職後も健康保険証*を使用する場合） 欄外 健康保険証 「マイナ保険証」	8. 任意継続制度（退職後も健康保険証を使用する場合）
104 頁表中左下から 3 行	1) 職業紹介事業* 欄外 職業紹介事業「お祝い金・転職勧奨禁止」許可条件化 2025. 1.1 改正 求職者へのお祝い金等提供禁止および就職後 2 年間の転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件とし、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象	1) 職業紹介事業 欄外 追加
105 頁表中左上から 2 行	5) 募集情報等提供事業* 欄外 募集情報等提供事業者「金銭等の提供の原則禁止」2025. 4.1 改正 社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供する利用の勧奨は原則禁止	5) 募集情報等提供事業 欄外 追加
110 頁最終行	2025 年 4 月 1 日省令改正「5) 手数料に関する事項」への追加 有料職業紹介事業者が取り扱う職種ごとの常用就職（無期雇用又は 4 か月以上の有期雇用）1 件当たりに係る平均手数料率の実績が加わります。	追加
137 頁 8 行	詳細はこの基準を確認してください（P353 参照）。	詳細はこの基準を確認してください（P351 参照）。
165 頁下から 5 行	住民票、健康保険証*等により生計同一であることを確認します。 欄外 健康保険証 2024 年 12 月 2 日以降、「マイナ保険証」への移行に伴って「マイナポータル上の医療保険資格情報を保存したものの」へ取扱いが変更（ただし、健康保険証は最長 2025 年 12 月 1 日まで使用可能）	住民票、健康保険証等により生計同一であることを確認します。 欄外 追加

頁行	新	旧
213 頁下から 8 行	健康保険証* 欄外 健康保険証 2024 年 12 月 2 日以降、「マイナ保険証」への移行に伴って「マイナポータル上の医療保険資格情報を保存したもの」「資格確認書の写し」「資格情報のお知らせの写し」「健康保険の加入者の氏名・保険者名・資格取得年月日の情報」等へ取扱いが変更（ただし、健康保険証は最長 2025 年 12 月 1 日まで使用可能）	健康保険証 欄外 追加